

令和7年第1回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
令和7年3月21日（金）
開会 午後3時
閉会 午後4時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 講堂1
- 3 出席委員
水津 功、菅井 径世、坂田 豊樹、櫻井 由典、前田 慎次（代理：浅野 年子）、
市原 誠二、片渕 卓三、谷口 武司、安田 吉宏、山下 幹雄、田中 光美、
河口 美智子、相羽 かよ子
13名
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 伊藤 秀記、都市整備部主幹 堤 史尚、
都市計画課長 望月 滋之、公園農政課長 北村 孝樹、
都市計画課係長 小菅 匡範、公園農政課係長 永谷 尚子、
都市計画課主査 菱田 和明、公園農政課主査 酒井 大之
- 7 議題等
 - (1) 審議事項
名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について
 - (2) 報告事項
第3次尾張旭市都市計画マスタープランの策定状況について
- 8 会議の要旨

事務局 (都市整備部長)	皆様、大変お待たせいたしました。 定刻となりましたので、只今から、「令和7年第1回尾張旭市都市計画審議会」を始めさせていただきます。 私は、都市整備部長の伊藤と申します。本日は、大変お忙しい中、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、日頃から、本市行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。 恐れ入りますが、以後は着座にて失礼いたします。 さて、本日の審議事項は、次第にありますとおり、第1号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について」の1件となっております。 また、報告事項につきましては、「第3次尾張旭市都市計画マスタープランの策定状況について」でございます。 続きまして、皆様に連絡事項が2点ございますので、事務局より説明させていただきます。 よろしくお願いします。
-----------------	--

事 務 局 (都市計画課長)	都市計画課長の望月と申します。よろしくお願いいたします。 私から2点御連絡をさせていただきます。 まず1点目は、「会議の公開について」でございます。 本会議につきましては、公開の対象となっております。会議の公開につきましては、市民の皆さんに会議の開催をホームページ等でお知らせし、希望される方については会議を傍聴していただくものでございます。 会議開催後には、本日の会議録等の資料も公開いたしますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。 次に2点目は、本日の資料の確認をさせていただきます。 まず、本日の「次第」が1部、次に、「第1号議案」の資料が1部、次に、資料1「第3次尾張旭市都市計画マスタープランの策定状況について」、資料2「第3次尾張旭市都市計画マスタープラン（素案）」の2部、また、本日、机上に配布させていただいております、資料3「尾張旭市都市計画審議会委員名簿及び出席者名簿」、資料4「事務局出席者名簿」、資料5「令和7年第1回尾張旭市都市計画審議会配席図」の3部です。 以上、多くの資料を配布させていただいております。資料の不足がございましたら、事務局にて御用意いたしますので、お声掛けください。 よろしいでしょうか。 それでは、事務局からの連絡事項は、以上でございます。
事 務 局 (都市整備部長)	続きまして、本日の出席者につきまして御報告いたします。 本日は、守山警察署長の前田委員の代理として、地域課尾張旭幹部交番署長の浅野様に御出席いただいております。 委員13名のうち、全員の方に御出席をいただいております、尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する過半数の出席を得ておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。 なお、本日出席しております私ども事務局の職員につきましては、時間の都合上、紹介を割愛させていただきますので、恐れ入りますが資料4「事務局出席者名簿」にて御確認いただきたいと思います。 それでは、会議を進めてまいります、会議の進行につきましては、都市計画審議会運営規定の第5条に、「審議会の議長は、会長をもってあてる」とありますので、以後の会議の進行につきましては、本審議会の会長であります水津様にお願いしたいと思います。 それでは、水津会長、よろしくお願いいたします。
議 長	こんにちは。 ただいま、事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私が行わせていただきます。 それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。 次第の2「議事録署名者の指名」に移りたいと思います。

	本日の議事録署名者には、山下委員と、河口委員のお二方を指名させていただきます。 よろしくお願いいたします。 それでは、次第の3「審議事項」に移りたいと思います。 議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (公園農政課係長)	それでは、第1号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」について御説明いたします。 こちらは、都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）を行うものとするとして、本審議会へ付議するものでございます。 1枚おめくりください。用紙下部にページ番号を記載しております。1ページでございます。 それでは、変更の内容について御説明いたします。 上から2行目に、「都市計画生産緑地地区を、次のように変更する」として、変更後の指定面積を、表にありますように約2.6haにしようとするもので、その理由が下記に記載してございます。 今回は、制限解除に伴う、都市計画生産緑地地区の変更を行おうとするものです。 理由について読み上げます。「市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである」としてございます。 ページをおめくりいただいて、2ページを御覧ください。 「生産緑地地区の変更理由書」となっております。冒頭にその定義や指定要件等があります。ページ中ほどの4を御覧ください。 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由がいくつか列記してございます。この理由の中で、今回の変更は①「買取申出があった場合において、その申出の日から3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかった場合」に該当します。 なお、①の買取申出というのは、生産緑地の指定を受けた地権者がいつでも申し出ることができるというわけではなく、中段下の大きな括弧書きの中にありますように、生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合、若しくは、農林漁業の主たる従事者の死亡、又は従事することを不可能とさせるような故障、例えば病気等を有することになった場合に限られます。 今回の買取申出は4件ございますが、うち2件が指定後30年経過したこと、残り2件は主たる農業従事者の死亡が理由です。 なお、その手続きとしましては、市へ買取申出書が提出され、市の関係課及び愛知県へ買取りの照会を行いました。買取り希望はなく、また、尾張旭市農業委員会にも買取りのあっせんを行いました。

たが、不成立でありましたので、生産緑地法で定める手続きに従い、生産緑地地区内における行為の制限の解除を行いました。

次に資料の３ページ、変更状況調書を御覧ください。まず、上段の表「生産緑地地区の一団数及び面積」です。

現在、本市の生産緑地地区につきましては、表の「変更前」にありますとおり、一団数が３１団地、面積３１，２５３㎡を指定しているところでございます。

今回の変更によりまして、一団数が４団地減少、面積として４，７９７㎡の減少となり、表の「変更後」のとおり、２７団地、面積２６，４５６㎡となるものでございます。

次に、下の表の「箇所別調書」を御覧ください。変更の説明になります。

一団番号２－４と、５－３の、合計除外面積２，６７９㎡、でございます。こちらは、先ほど御説明いたしました「変更理由」の①買取申出にあたり、生産緑地に指定されてから３０年を経過したことにより、制限が解除されたものです。

次の一団番号３－１と、９－２の、合計除外面積２，１１８㎡は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

次に、ページは飛びますが、資料５ページを御覧ください。折り込んであります、Ａ３サイズの総括図です。市全体の生産緑地地区を図示したものです。その中の○印箇所が、今回、変更する生産緑地地区でございます。

上段の左側、一団番号２－４は旭ヶ丘町旭ヶ丘地内、右側の一団番号３－１は柏井町弥栄地内、中段の左端、一団番号５－３は庄中町一丁目地内、最後に、下段の右下、一団番号９－２は東本地ヶ原町三丁目地内です。

資料の６ページから９ページは計画図で、より詳細な位置図となっております。

最後にこの生産緑地地区についての都市計画策定の経緯と今後の予定でございますが、資料はお戻りいただいて４ページを御覧ください。

左側、事項の一番上の段、愛知県との事前協議につきましては、令和６年１０月３１日に行い、すぐ下の段、令和６年１１月２９日に意見のない旨の回答を得てございます。

その下、都市計画法第１７条に基づく公告・縦覧ですが、変更案縦覧の公告を令和７年２月５日に行い、案の縦覧を２月５日から２月１９日までの２週間行いました。

縦覧者は４名、意見書の提出はございませんでした。

最後に一番下の段ですが、本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、愛知県への本協議を経て、令和７年５月上旬を目途に市の告示を行う予定でございます。

以上で、「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長	説明ありがとうございました。 それでは、ただいま説明いただきました内容につきまして、御意見等がありましたら、お願いいたします。
山 下 委 員	買取申出があった際に、市として買取りの必要がないとした理由を教えてください。
事 務 局 (公園農政課長)	市として、市街化区域内の農地に関しては、守るべきであると認識していますが、買取りを行う施策がないというのが現状です。 ただ、現在、策定中の緑の基本計画の中で、そういった施策を盛り込むことができないか検討しています。
議 長	ありがとうございます。 他に、御意見、御質問はございませんか。
山 下 委 員	市や県が買取りを行わなかった場合、土地としては民間事業者によって売買されていくことになると思われますが、その際のリスクについて市として関わりがあるものなのですか。
事 務 局 (公園農政課長)	生産緑地解除後の土地が民間事業者間で売買されることについては、関知できません。
議 長	民間事業者間の売買については、関知できないとして、具体的にどのように売買されたかという情報は、市として持っておいた方がよいと思いますが、そのような情報は収集していませんか。
事 務 局 (公園農政課長)	ある程度の聞き取りを行う場合もありますが、基本的にはそのような情報を収集することはありません。ただ、一般的に生産緑地解除後の土地は、開発行為が行われることが多いことから、その場合は、市の開発指導要綱に基づき、協議が行われるため、全く把握していないというわけではありません。
議 長	民間事業者間の売買については、関知できませんが、これまで生産緑地は公益的な土地として認識していたことから、その土地の行く末について、今後も市として注視すべきだと思います。 他に、御意見、御質問はございませんか。
谷 口 委 員	生産緑地の解除について、都市計画審議会に諮る前に、実際に土地の開発が進んでいる場合がありますが、その点は問題ありませんか。
事 務 局 (都市計画課長)	都市計画審議会における審議事項は、都市計画法における地域地区としての解除となることから、生産緑地法としての解除が既に終わっていても、問題ありません。
議 長	他に、御意見、御質問はございませんか。 それでは、他に御意見等もないようですので、採決を行います。 第1号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手) 全員の挙手により、第1号議案については、可決することといたします。 これで、第1号議案の審議が終了しました。

	説明を終えた事務局は退席をお願いいたします。 以上をもちまして、本日の審議事項は全て終了いたしました。 続きまして、次第の４「報告事項」に移らせていただきます。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (都市計画課主査)	それでは、次第４「報告事項」として、「第３次尾張旭市都市計画マスタープランの策定状況について」です。使用する資料は、Ａ４横の資料１「第３次尾張旭市都市計画マスタープランの策定状況について」とＡ４縦の資料２「第３次尾張旭市都市計画マスタープラン（素案）」の２部となります。 はじめに資料１について、１枚おめくりいただきまして、全体のスケジュールを御覧ください。 前回の審議会での報告から、約半年以上と期間が空きましたので、改めて全体の策定スケジュールと、今後の予定について共有させていただきます。 表の下から２行目「都市計画審議会」と書かれた箇所を御覧ください。 前回の８月３０日の審議会では、尾張旭市の特徴を基礎調査結果として整理するとともに、市民アンケート結果を踏まえ、まちづくりの課題として整理し、報告させていただきました。 同時期においては、表の一番上に記載しております「地域別ワークショップ」を計４回開催しました。ワークショップにおける市民の皆さんの意見も参考としながら、表の２行目にあります、計画の前半部分となる「全体構想」の内容について、表の下から４行目にあります、庁内策定部会で検討を重ね、表の下から３行目にあります、学識経験者等で構成する「策定検討会議」に諮ったところでございます。 次に３ページの「策定検討会議の検討状況と今後の予定」を御覧ください。 資料の左側について、計画の構成の案が記載されておりますが、こちらの第１章から第４章までが、計画の前半部分の「全体構想」となります。 本日の審議会では、先日２月１７日の策定検討会議に諮った全体構想までの内容を素案としてまとめたものを報告します。 前のページのスケジュールにお戻りください。 今後としましては、表の３行目にあります、計画の後半部分にあたる「地域別構想」の検討を進めるとともに、計画の案の調整を進め、パブリックコメントを経て、令和７年度末の完成に向けて、進めていくこととなります。 次回の審議会につきましては、パブリックコメント前の、計画全体の案を報告する予定となっております。 それでは、ここから、資料２「第３次尾張旭市都市計画マスタープラン（素案）」について、説明します。 今回の報告資料につきましては、２月１７日の策定検討会議に諮った資料と同じ内容となります。

会議では様々な御意見があり、計画の修正には取り掛かっているところでございますが、本日は、2月17日の会議に諮りました内容について、報告をさせていただくことを御理解ください。

まずは、目次を御覧ください。

「第1章 はじめに」では、計画策定の趣旨から前計画の検証で構成し、計画策定の前提について記載しております。

次に、「第2章 尾張旭市の特徴」では、前回会議の内容である課題の整理から、尾張旭市の魅力と今後求められていることを5つの視点で整理し、市民が描く未来のまちの姿では、市民ワークショップの内容を記載しております。

次に、「第3章 まちづくりの構想」では、第2章までの内容を踏まえて、まちづくりの理念、目標を設定し、将来都市フレーム、将来都市構造、土地利用の方針を記載しております。

次に、「第4章 まちづくりの方針」では、第3章の理念、目標を達成するための方針を5つの分野に分けて記載しております。

それでは、「第1章 はじめに」から説明します。1ページを御覧ください。

「1 計画策定の趣旨」では、本計画の法的根拠や趣旨について記載しております。「2 計画の位置付け」では、上位計画や関連計画との整合について記載しております。

2ページの「3 対象区域」では、本計画の上位計画である愛知県が定める名古屋都市計画区域マスタープランの対象区域について記載しております。「4 計画期間」では、本計画の期間を令和8年度から令和17年度までの10年間で記載しております。

3ページの「5 尾張旭市第六次総合計画の実現に向けて」では、本市の総合計画の概要や本計画との整合について記載しております。

第六次総合計画は、めざすまちの未来像「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」を掲げ、令和6年度から令和15年度までの10年間の計画となっております。

4ページに記載のとおり、めざすまちの未来像を実現するための、(1)から(4)のまちづくりの基本方針や、都市基盤分野の基本目標4「質の高い暮らしを支えるまち」が掲げられております。都市計画マスタープランは、まちづくりの基本方針や都市基盤分野の目標の達成につながる計画とします。

次に5ページの「6 前計画の検証」では、現行計画で定めた将来フレームや都市づくりの方針の達成状況を整理しています。将来フレームでは、前計画に定めた目標値「人口フレーム」と「住宅用地フレーム」の達成状況を示しており、都市づくりの方針では、現行計画で掲げられた3つの理念に対する全134の方針の達成状況を示しています。

また、6ページでは、現行計画の3つの理念や都市づくりの方針のもとで実施された主な取組を整理し、こうした状況を踏まえた上で、第3次計画の策定に向けて必要となる考え方を、ページの最下

部に3点記載しております。

次に、7ページを御覧ください。

ここからは、「第2章 尾張旭市の特徴」として、昨年8月の第1回策定会議で皆様にお示しした「基礎調査」や「市民アンケート」の結果、「社会潮流」をもとに、「尾張旭市の魅力」と「今後求められていること」を整理しています。

なお、本市の特徴を把握しやすくするため、「住む場」、「安全・安心」、「緑・水辺」、「生活利便性」、「にぎわい・活力」の5つの視点で整理しました。

8ページを御覧ください。

(1) 住む場については、尾張旭市の魅力を「やすらぎのある暮らしのまち」と設定し、その特徴としては、「良好な住環境が整ったまち」、「コンパクトなまち」、「身近な公園が充実しているまち」としました。

9ページの中ほどに、「今後求められていること」とありますとおり、「やすらぎのある暮らしのまち」としての魅力をより高めるために、今後求められていることは、「多様なライフスタイルへの対応」、1枚おめくりいだいて、「人口減少、少子超高齢化への対応」が必要となると整理しました。

11ページの(2) 安全・安心では、尾張旭市の魅力を「災害に強く、安全に安心して暮らせるまち」と設定し、その特徴としては、「水害に強いまち」、「地震に強いまち」としました。また、次のページでは、「災害に強く、安全に安心して暮らせるまち」としての魅力をより高めるために、今後求められていることは、「頻発する豪雨への対応」、「建築物の耐震性強化」、「消防や救援のための活動空間の確保」と整理しました。

13ページの(3) 緑・水辺では、尾張旭市の魅力を「緑と水に彩られたまち」と設定し、その特徴としては、「緑豊かなまち」、「水辺に親しめるまち」、「魅力的な公園があるまち」としました。また、次のページでは「緑と水に彩られたまち」としての魅力をより高めるために、今後求められていることは、「緑と水辺の保全」、「緑と水辺の機能の活用」、「全国植樹祭の理念継承」と整理しました。

16ページの(4) 生活利便性では、尾張旭市の魅力を「便利が揃う、暮らしやすいまち」と設定し、その特徴としては、「名古屋都心部にアクセスしやすいまち」、「徒歩圏内に生活利便施設が揃っているまち」、「公共交通網が張り巡らされたまち」としました。また、18、19ページでは「便利が揃う、暮らしやすいまち」としての魅力をより高めるために、今後求められていることは、「生活道路の安全性と利便性の向上」、「公共交通サービスの充実」、「都市施設の維持・更新」としました。

20ページの(5) にぎわい・活力では、尾張旭市の魅力を「にぎわい・活力を高めるポテンシャルがあるまち」と設定し、その特徴としては、「森林公園のあるまち」、「産業集積により、にぎわ

	い・活力を高めるまち」、「多様な主体が活躍するまち」としました。 また、次のページでは「にぎわい・活力を高めるポテンシャルがあるまち」としての魅力をより高めるために、今後求められていることは、「オープンスペースを活用したにぎわいの創出」、「商業機能の維持・強化」、「工業集積・企業進出の支援と働く場の創出」と整理しました。 次に、22ページを御覧ください。 ここでは、「2 市民が描く未来のまちの姿」として、本計画の策定に向け、実施した市民ワークショップ「フューチャーデザインラボ」において、市民の皆さんが語り合った本市の未来のまちの姿を、エリアマップとワークショップの際の写真を掲載する形でまとめました。 なお、地図の上にピンク色や青色で示された言葉は、市民の皆さんが描いた本市の未来の姿となります。 ピンク色で示された言葉はソフト的な取組、青色で示された言葉は、ハード的な取組を示しております。 24ページを御覧ください。 こちらは、市民ワークショップで市民の皆さんが描いた未来のまちの姿を、言葉として整理したものです。 大きく分けると「自然と調和するまち」、「多様な暮らし方を支えるまち」、「日々の暮らしがもっと便利で快適なまち」、「にぎわいと活気のあるまち」、「つながりを育むまち」といった、未来のまちの姿を描いていただきました。 こうした市民の皆さんの御意見を参考に、この後御説明する、第3章以降の組立てを進めてきたところでございます。 それでは、26ページの「第3章 まちづくりの構想」を御覧ください。 「1 まちづくりの理念」では、第2章までの内容を踏まえ、本計画における最も大きなテーマであるまちづくりの理念を設定しました。読み上げます。 私たちが暮らす尾張旭市には、森林公園や城山公園等の豊かな緑、矢田川やため池等の水辺、田んぼのある風景、落ち着いたある街並みといった、「自慢（誇り）」があります。 そして、市民ワークショップを通じて、多くの市民の皆さんが語り合った本市の魅力は、このまちをつくってきた人たちが、かつて、まち全体がまるで公園のような本市の様子を「公園都市」と表し、守り育て、今の時代へと大切に受け継いできてくれたものです。 近年は、人々の暮らしは多様化し、まちは、建物や道路、公園等のインフラを土台として、人がいきいきと生活し、働き、人と人のつながりを深めることができる場所としての役割が求められるようになりました。 そこで、本市のこれからのまちづくりは、受け継いだ「公園都
--	--

	市」という概念を礎に、まちのいろいろな場所で「楽しさ」「居心地の良さ」「にぎわい」が感じられ、人と人がつながり、笑顔があふれ、健康な暮らしが実現できるまちをめざしていきます。 また、こうしたまち全体が緑豊かで人々が多様に使い活きるまちの様子を、新たな時代の「公園都市」と位置付け、まちづくりを進め、これまで以上に質の高い暮らしの実現につなげていきます。 そして、多くの市民がまちに愛着を持ち、様々な主体がともに手を取り合って、まちを大きく育て、さらに未来の世代へとつむいでいきます。 これらのことから、第3次都市計画マスタープランのまちづくりの理念を「ともにつむぐ 笑顔あふれる 公園都市」と決めました。 27ページを御覧ください。 「2 まちづくりの目標」では、まちづくりの理念である「ともにつむぐ 笑顔あふれる 公園都市」の実現に向けて、今後のまちづくりで重視していくことを、5つの「まちづくりの目標」として設定しました。 暮らしの分野では、「安全で心がやすらぎ、多様な暮らし方ができる住環境を整える」、緑・水辺の分野では、「緑や水辺を大切に守り、未来に引き継ぐ」、移動の分野では、「行きたい場所に気軽に行くことができる、移動のしやすさを整える」、次のページ、楽しさの分野では、「お気に入りの場所を増やして、日々の楽しさをつくる」、共創の分野では、「「やってみたい」を発掘して、みんなでまちを育てる」としました。 29ページの「3 将来都市フレーム」を御覧ください。 「将来都市フレーム」とは、本計画における目標値となります。 本計画では、目標年次における人口規模を「人口フレーム」、産業規模（市内総生産）を「産業フレーム」という言葉で設定しています。 また、人口フレームや産業フレームを基に算出した、目標年次における住宅や、産業用地の規模を「住宅系土地利用フレーム」「産業系土地利用フレーム」として設定しています。 それでは、（1）の人口フレームです。 本市の人口は、令和2年から令和7年の間をピークに、緩やかに減少することが見込まれています。 本計画では、目標年次（令和17年）における将来人口の目標値を82,838人としました。 次に、（2）の産業フレームです。 本計画では、目標年次（令和17年）における市内総生産額の目標値を、2,193億7千8百万円としました。 30ページを御覧ください。 次に、（3）の住宅系土地利用フレームです。 住宅系土地利用フレームは、目標年次における住宅地の規模についての目標値です。
--	--

	先ほど（１）で設定した目標年次の人口８２，８３８人をもとに、必要となる住宅用地を算出しますと、２行目に記載のとおり、住宅系市街地は１．３１ha 不要となります。 このことから、将来を見据えた住宅系市街地の新たな拡大は行わず、当面は土地の高度利用や有効活用を図ります。 次に、（４）の産業系土地利用フレームです。 産業系土地利用フレームは、目標年次における産業系市街地の規模についての目標値です。 先ほど（２）で設定した目標年次の産業規模２，１９３億７千８百万円をもとに、必要となる産業用地を算出しますと、２行目に記載のとおり、新たに１６．９ha の土地が必要となります。 なお、本市は稲葉町四丁目・五丁目の約１２ha について、都市計画マスタープラン上の土地利用を「工業地区」にしており、既に一部は工業用地として工場が建設されております。 このため、先ほどの新たに必要となる１６．９ha から、既に工業用地として土地利用を図る方針の１２ha を差し引き、不足する４．９ha の拡大を図ることとします。
事務局 (都市計画係長)	ここで、補足説明をさせていただきます。 先ほど、将来フレームということで、担当から説明をさせていただきましたが、先日の策定検討会議では、「フレーム」という言葉が市民にとって、分かりにくいという御指摘をいただいております。 ここでは、都市計画マスタープラン上の目標値に関する記載をする箇所になりますので、言葉の使い方については、市民の方に分かりやすいように表現を改めていきたいと思っております。 また、将来予測値なのか目標値なのか分かりにくいという御指摘もいただいております。将来予測値を目標値として定めるということを示したかったのですが、紙面上分かりにくくなっていると思います。 ３０ページを見ていただきますと、「住宅系土地利用フレーム」、「産業系土地利用フレーム」と続いております。 「住宅系土地利用フレーム」は将来の住宅用地がどれくらい必要かを示すもので、「産業系土地利用フレーム」は将来の産業用地がどれくらい必要かを示すものです。 この住宅用地と産業用地を定めるに当たって、目標となる人口や、目標となる市内総生産額を前ページに定めておく必要があります。 いずれにしても分かりやすい表現となるよう、記載内容について改善してまいります。 補足説明は以上です。
事務局 (都市計画課主査)	それでは、資料２に戻りまして、次に、３１ページ「４ 将来都市構造」を御覧ください。 将来都市構造とは、まちづくりの理念や目標を実現するため、現在のまちの状況を踏まえつつ、将来の望ましい姿を、まちの骨格と

なる「拠点」、「軸」、「ゾーン」という３つの基本的要素を用い、空間的、概念的に示したものです。

３５ページを御覧ください。

こちらが、本計画における本市の将来都市構造図となります。

図の下の方例で、破線の円で囲まれた「拠点」については、多様な機能が集積し、都市において重要な役割を果たす場所を示すものです。

三郷駅と尾張旭駅を「中心拠点」、旭前駅と印場駅を「生活拠点」と位置付けるとともに、本市の魅力である緑豊かでうるおいや楽しさを感じる公園等を「緑の拠点」としました。

また、図の下の方例で、黄色、赤色、緑色で分けられた「ゾーン」は、市内の土地利用の大まかな方向性を示すもので、「住宅系市街地ゾーン」、「産業系市街地ゾーン」、「緑地ゾーン」を設定しました。

また、方例で「活力軸」、「公共交通軸」、「河川環境軸」は、本市の主要な導線を示したものとなっています。

ページをお戻りいただき、３３、３４ページを御覧ください。

（３）の拠点の形成方針では、「①中心拠点」、「②生活拠点」、「③緑の拠点」について、どういったまちづくりを進めていくかを、方針として示しております。

次に、３６ページの「５ 土地利用の方針」です。

ここでは、今後の本市の土地利用方針を記載しております。

３９ページを御覧ください。

こちらが、本計画における土地利用方針図です。

方例を御覧ください。

緑色の「緑地環境保全・活用地区」と、その下の「水辺環境保全・活用地区」につきましては、現在の自然環境を保全するとともに、活用を図ります。

その下の「優良農地保全地区」につきましては、一団の優良農地について、引き続き保全を図ります。

その下の「農地・集落地」につきましては、無秩序な開発の抑制に努め、隣接する地区の状況や農地の営農環境に配慮し、適切な土地利用を図ります。

方例の中ほど、赤色の「商業業務地区」やその下の「沿道サービス地区」については、商業の集積を高めるとともに、地域の生活利便性の確保や更なる活性化に努めます。

その下の「工業地区」については、工業集積を図り雇用の創出に努めます。

その下の「住工調和地区」については、居住環境と操業環境のバランスのとれた環境の維持を図ります。

その下「低層住宅地」、「一般住宅地区」については、引き続き良好な住環境の維持・充実を図ります。

その下「既存市街地地区」については、無秩序な開発を抑制し、住環境の維持を図ります。

	凡例の右側、ドットハッチングで表示されています「公共施設跡地利活用検討地区」の旧名古屋市立保育短期大学跡地は、本市の大切な財産として、有効な利活用方法を検討します。 最後にその下の「産業系市街地検討地区」については、新たな産業立地による産業系市街地の形成を検討します。 なお、先ほど目標値の説明の中で、産業系市街地については、4. 9ha 拡大を図ると御説明しましたが、具体的には、図にお示した晴丘町において、産業系市街地の形成を検討することを示しております。
事務局 (都市計画係長)	ここで、土地利用方針についても、補足説明をさせていただきます。 現在、御覧いただいている土地利用方針図ですが、農地に関しては、茶色の「優良農地保全地区」と少し薄い茶色の「農地・集落地」という2種類の土地利用方針を示しております。現行計画では、「農業環境保全地区」として、保全を中心とした1種類で示しておりました。 次期計画につきましては、茶色の「優良農地保全地区」は、一団の優良農地の保全を基本とした土地利用方針とすることを明確にし、晴丘地区周辺の「農地・集落地」は、農地への影響を配慮しながらも、地区内の主要道路の沿道の活性化や、新たな産業用地の確保を検討しやすくする土地利用方針に変更したことになります。 先ほど御説明しましたとおり、4. 9haの新たな産業用地の確保をするとしました「産業系市街地検討地区」につきましては、晴丘地区で新設していくとお示したということです。 また、これ以外の住宅地等の土地利用方針の区分については、基本的には、現行計画を踏襲しているということを、御理解いただければと思います。 補足説明は以上です。
事務局 (都市計画課主査)	それでは次に、40ページを御覧ください。 ここからは「第4章 まちづくりの方針」です。 ここでは、本市の特徴を踏まえ、まちづくりの理念の実現や目標の達成につながる「まちづくりの方針」を、ページ右側のとおり「住宅地」、「都市防災」、「公園緑地・水辺・都市景観」、「道路・交通」、「まち育て」の5つの分野に分けて決めました。 この体系図の見方としては、ページ左側の「尾張旭市の特徴」と記載されている項目が、第2章でまとめた内容となっております。 ページ中ほどには、本市の特徴や市民ワークショップでの意見を踏まえ、設定した「まちづくりの理念」や、この理念を達成するための5つのまちづくりの目標が示されており、ページ右側には、目標を達成するためのまちづくりの方針が、「住宅地」、「都市防災」等の項目に分けて整理してあります。 41ページ以降は、各項目について、具体的な方針が記載されております。 それでは41ページを御覧ください。

	まずは、「1 住宅地」についてです。 尾張旭市では、快適で安全な住環境とにぎわいのある市街地の形成をめざします。適切な土地利用とインフラ整備を通じ、住みやすさと地域の魅力を高めます。 また、防災や環境負荷の軽減を考慮し、持続可能な都市基盤を構築します。（１）市街地整備では、区画整理、既成市街地、開発、地区計画に関する方針を記載しています。（２）住環境整備・住宅では、まちなか居住、多様な暮らしの実現、次のページで、住宅セーフティネット、省エネルギー化対策、空き家等対策に関する方針を記載しています。（３）その他では、上水道、下水道、供給処理施設、墓園に関する方針を記載しています。 次に、43ページの「2 都市防災」についてです。 市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼすことが想定される災害に備え、安全安心に暮らすことができるまちづくりを進めます。災害対応については、減災のための事前対策から復旧・復興といった発災後の対応まで、対応すべき分野も多岐にわたるため、それらの方針を示した「尾張旭市地域防災計画」を基本とします。本計画においては、道路や公園等の防災上重要な施設の整備に関する方針等について示します。（１）水害対策では、洪水、浸水・冠水対策、土砂災害対策に関する方針を記載しています。（２）地震対策・火災対策では、地震対策、火災対策に関する方針を記載しています。 次に、45ページの「3 公園緑地・水辺・都市景観」についてです。 緑豊かな都市環境を実現するとともに、多様な生態系を支える緑や水辺の保全を図り、次の世代へと引き継ぎます。また、緑地等の自然資産が有する多面的な機能を活かすため、グリーンインフラの考え方を取り入れ、持続可能な活用を推進します。そして市民の健康づくりや交流の場であり、にぎわいや楽しさを創出する公園等では、更なる活用を図ることで、都市の魅力の向上をめざします。 （１）公園緑地では、魅力ある公園緑地の整備と活用、適切な維持管理、森林・緑地の保全活用、農地・農業施設に関する方針を記載しています。また、次のページで、都市緑化や全国植樹祭の理念継承に関する方針も記載しています。（２）水辺では、水辺環境の保全活用、維持管理に関する方針を記載しています。（３）都市景観では、市街地景観と自然景観に関する方針を記載しています。 次に、48ページの「4 道路・交通」についてです。 効率的で安全な道路網と持続可能な公共交通体系の構築を推進します。幹線道路の適切な維持と生活道路の安全確保、公共交通の利便性向上や環境配慮型交通の促進を図り、市民が快適に移動できる都市交通環境を整備します。（１）道路では、主要幹線道路の東西南北、補助幹線道路、都市計画道路の見直し、道路等の改修・維持管理、生活道路の安全対策等に関する方針を記載しています。 50ページの（２）交通では、公共交通、市営バスあさび一号、名鉄バス・名古屋市営バス、名鉄瀬戸線、新たな移動手段、鉄道駅
--	--

	及び駅前広場等に関する方針を記載しています。 最後に、５２ページの「５ まち育て」についてです。 市民、地域団体、民間事業者等の多様な主体が連携してまちづくりに取り組むことで、本市の新たな魅力や価値を創り出し、まちの活力の向上を図ります。このため、多様な主体がまちづくりに関わる機会をつくり、活動をしやすくする仕組みを整え、自らまちを育てようという意識を醸成し、次世代のまちづくりを担う人材が育つまちづくりをめざします。（１）市民や地域団体等との共創では、きっかけづくり、相談体制、担い手の育成と支援に関する方針を記載しています。（２）民間事業者等との共創では、公民連携の姿勢、きっかけづくり、相談体制に関する方針を記載しています。（３）実験的な取組の促進では、まちづくり活動を実験的に行う仕組みを研究しつつ、公共空間の活用をしやすくすることができるような見直し等について記載しています。 以上で、次第４の計画策定状況の報告を終わります。
事務局 (都市計画係長)	全体の補足説明をさせていただきます。 今、御覧いただきました計画の素案についてですが、２月１７日に開催した第２回尾張旭市都市計画マスタープラン策定検討会議では、イラストや図を使用し、市民にとって親しみのある読みやすい計画書にして欲しいという御意見がありました。本日、お示しをした素案については、紙面デザインを入れておりませんので、市民の方々が見やすい計画書となるよう、今後工夫をしてまいります。 また、学識経験者からは、本計画を基に今後１０年間でどういったことに取り組んでいくのかが読み取りにくいという御指摘もありました。計画の中には、既に様々な方針が書かれていますが、項目も多いことから分かりにくさもあると思います。今後１０年間の取組を見据えた上で、先ほどのデザインと合わせ、改善を図っていきます。 その他、計画の中に使われている言葉につきましても、カタカナが多く分かりにくさがあると思っております。言葉の精査や説明を補った方が良い項目については、今後も改善をしていきたいと思っております。 以上で、補足説明を終わります。
議長	説明ありがとうございました。 長い説明をいただきました。第３次尾張旭市都市計画マスタープランは、策定作業を行っている最中です。私も策定検討会議の委員として、関わっております。色々な御意見等があらうかと思っておりますので、本日は是非、御意見等をいただきたいと思います。
山下委員	２点あります。 １点目は、資料２の２９ページ、「人口フレーム」と「産業フレーム」につきまして、予測値を目標値としていることについて詳細な説明をお願いします。 ２点目は、同じく資料２の２９ページ、人口と市内総生産に関するグラフにつきまして、市の人口が減少するという予測に対して、

	市内総生産が増加する予測であるということについて詳細な説明をお願いします。
事務局 (都市計画課係長)	まず、予測値を目標値としていることについてですが、本市では総合計画上、人口の目標値を定めていません。人口問題対策については、庁内で検討を進めていますが、目標値を定めていないことから、都市計画マスタープランとしては、上位計画と整合を図るために、総合計画の予測値を目標値として採用しています。 ただし、都市計画マスタープランは5年毎に見直しを行うとしていますので、今後、総合計画において予測値が変更になる場合や、目標値が定められた場合は、それに合わせて都市計画マスタープランも見直しを行います。 次に、人口と市内総生産のグラフについてですが、人口のグラフは、総合計画の将来予測をそのまま採用しております。これは、市の住民基本台帳のデータを基に、令和2年度までの傾向から予測を行った結果が当該グラフです。一方で、市内総生産につきましては、平成30年度から令和2年度の数値が上昇傾向であることから、将来予測についても上昇傾向であるという結果となっています。
山下委員	やはりグラフだけを見た場合、人口減少に反比例する形で、市内総生産が上昇するという構造が腑に落ちないことから、当該グラフは、これまでの実績や傾向を基に予測しているという丁寧な説明を計画書に記載できると良いと思います。
議長	通常、予測があると、それに対する戦略を考えて、目標を立てます。つまり、予測値が目標値であることはあまり考えられません。予測値が世の中の傾向として減少にあったとしても、その減少を留めたいという戦略から、それよりも上の目標値を定めることもできます。あるいは、減少するという予測値に対して、どのような戦略を立て、目標値を定めるかは意味があります。今回の素案において、その辺りの説明がない状態で、予測値が目標値であるとしている点は、やはり腑に落ちないことから、丁寧な説明を加えることは、私も必要であると思っています。 他に、御意見、御質問はございませんか。
谷口委員	33ページの「拠点の形成方針」についてですが、これまでどおり駅を中心に拠点を設定し、コンパクトなまちづくりを進めていると思います。令和元年度に森林公園で全国植樹祭が開催されてから、都市計画道路稲葉線において、本市から守山区に抜ける道が整備されました。この影響について、当該計画には考慮されていないように思います。また、春日井市、守山区の方々がこの稲葉線を使い、相当数流入してきているように思います。さらに、市民についても、守山スマートICが完成してから、稲葉線を使い、市外に出ているように思います。このように南北交通が盛んになっていることから、ここ数年整備が進んでいない都市計画道路平子線について、今後10年の計画である都市計画マスタープランに何らかの記載があると良いと思います。

	その他にも、矢田川の以南と以北の視点が抜けているように思います。
議 長	ありがとうございます。 交通量に関するデータは把握した上で、計画の策定を進めていると思いますが、稲葉線については何かありますか。
事 務 局 (都市計画課係長)	稲葉線につきましては、定期的に交通量調査をしており、守山区へ抜ける道が整備されたことの影響はあると考えていますが、その詳細な結果を答えることはできません。 谷口委員の意見を踏まえ、全体を見渡ししながら、計画策定を進めていきます。
議 長	ありがとうございます。 他に、御意見、御質問はございませんか。
片 渕 委 員	22ページでは、「市民ワークショップ」の内容がまとめられており、非常に成果があったと思いました。 そこで、市民ワークショップに参加した方々の人数と、どのような方々が参加されたかと、市としての大きな成果は何だったかについて、お聞きします。
事 務 局 (都市計画課係長)	市民ワークショップの参加申込者数は32人でした。年齢も幅広く10代の方から70代の方まで御参加いただきました。 また、市としての大きな成果としましては、市民ワークショップにおいて、市民の皆さんと対話をする中で、本市の将来をどのように望んでいるのかが、24ページに記載のとおり分かりました。特に森林公園や矢田川の緑や水辺について、市民の皆さんが誇りに思っていることが分かりました。そのようなことを、都市計画マスタープランのまちづくりの理念、目標に反映できたことが大きな成果であります。 また、市民ワークショップ終了後のアンケートから、今後のまちづくりに携わっていきたいといった意見があったことから、今回の市民ワークショップがまちづくりのきっかけになったと思っています。
議 長	ありがとうございます。 他に、御意見、御質問はございませんか。
山 下 委 員	30ページの「住宅系土地利用フレーム」と「産業系土地利用フレーム」についてです。 人口と市内総生産額の目標値を先に決めて、それを達成するような結論付けをしています。目標値を達成するために必要なそれぞれの市街地はどうかという構造です。 産業については、その目標値に対して、残り4.9haをどこかで確保していく必要があります。 都市計画マスタープランは、総合計画に次ぐ都市計画であることから、これが基準になりすぎて流動性や幅が取れないということにならないようにしたほうが良いのではないかと思います。お尋ねをします。 39ページについて、現行計画の「農業環境保全地区」を「優良

	農地保全地区」と「農地・集落地」に分けたと説明がありました。 その中で、晴丘地区の「産業系市街地検討地区」が、この「農地・集落地」にハッチング表示されています。また、「公共施設跡地利活用検討地区」が「緑地環境保全・活用地区」の平子の森の辺りにハッチング表示されています。 このハッチング表示の仕方は、やはり幅が持たせにくいと感じます。本市の財政状況は、大変厳しく、中期の財政計画では、市有地の売却も検討します、健全経営を目指しますとしている中で、この計画が縛りになってこないだろうかと懸念がありますがいかがですか。
事務局 (都市計画課係長)	まず1点目について、晴丘地区を「産業系市街地検討地区」としてハッチング表示しましたが、ハッチング表示した面積が4.9haではありません。ハッチング表示した範囲内で4.9haを確保していくということです。 なぜこの箇所を選んだかということにつきましては、現行計画におきまして、次の産業地、工業地を検討する際には、稲葉地区と晴丘地区の2箇所を示しておりましたが、稲葉地区については、既に企業が進出しており、計画の土地利用方針も工業地区に変えたという経緯が平成30年頃にございました。 従って、次の候補地を考えるにあたっては、晴丘地区を選ぶというのが適切だと考えたためです。 なお、晴丘地区につきましては、面積としては広いですが、その全体を産業用地とするのではなく、あくまでも4.9haという小さな面積をこの広い範囲の中で確保を検討していくというような考え方です。 2点目の平子の森について、平子の森で「公共施設跡地利活用検討地区」を設定することによって、平子の森の活用の幅が狭まらないかというような内容かと思いますが、ここにつきましては、公共施設の跡地の利活用を検討していく地区ということで、非常に幅広い設定の仕方であると思います。当該地については、担当課で現在も検討を進めておりますので、このような設定の仕方は、幅を狭めることにはならないと考えています。
山下委員	ありがとうございます。 計画の策定を進める上で、柔軟性を考慮して進めていただければと思います。
議長	ありがとうございます。 表現の仕方等について、御意見がありましたら、またよろしくお願いします。 他に、御意見、御質問はございませんか。
菅井委員	29ページの「人口フレーム」ですが、恐らくこの数値はそんなに狂うことはないだろうと思います。そんなにというのは、5～10%は狂うかもしれないのです。この10年後の数値は、次の10年でもっと減るかもしれないし、反対に回復するかもしれません。 つまり、この数値はかなり曖昧であるのです。この点につきまし

	ては、市も十分に理解していると思います。 例えば、エネルギー資源の問題から、原油が枯渇し始めてきています。この影響により、ガソリン代や電気代の高騰という現実が既に顕著に現れてきています。このような点を前提に将来の計画を立てれば良いかという、ガソリンに代わるエネルギーが開発される可能性もあります。 このように、不確実性があるということを計画書に記載することは非常に無理な話です。 いずれにしても、相当の弾力性のある計画を立てなければならないというのは、御指摘のとおりですが、都市計画マスタープランによって、がんじがらめに縛り付けられるものではないという認識は共有しておいたほうが良いと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 過去から現在までを参照して、未来を予測するというのは、通常の方法ですが、世の中の動きを見てみると、尾張旭市の過去だけでは、予測できない要素がたくさんあるのは事実です。 例えば、食糧自給率が本当に問題になり、国をあげて生産量を増やす方針となれば、農地をもっと確保しなければならないと国から指令がきて、現在の農地のプランは、全く違うプランに変わっていく可能性は十分にあります。逆にBプランとして、食糧自給率を例えば、尾張旭市内で何割まで上げるとすれば、どのくらいの農地が必要かと考えても、もちろん良いはずです。 菅井委員が仰るように、かなり深刻なリスクヘッジを考えていかなければならないというのは、そのとおりであると思います。そういう視点ですと、11ページの安全・安心について、他の災害リスクの高い自治体と比較すれば、災害リスクが低いかもしれませんが、その中で尾張旭市として努力すべき目標は何か、行動のための指針となることを記載すべきであることから、「安全に安心して暮らせるまち」という表現は少し違うのではないかと思います。 その他にも色々ありますので、まだまだ修正して、追加していかなければならない、今までの計画では記載してはいなかったが、これからは記載すべき内容が出てくると思いますので、今後も議論をしていきたいと都市計画マスタープラン策定検討会議の委員としては思っています。これは質問ではないので、回答の必要はありません。 他に、御意見、御質問はございませんか。 それでは、他に御意見等もないようですので、次第の5「その他」に移らせていただきます。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (都市計画課長)	それでは、事務局より1点、御案内をさせていただきます。 次回の審議会の予定についてです。次回は、今年の9月頃に開催を予定しております。具体的な開催日時につきましては、改めて調整させていただきたいと考えております。以上です。

議 長	ありがとうございました。 それでは、これもちまして、令和7年第1回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。皆様、大変お疲れ様でした。
-----	---